

關係に基因するところありとも考へられる。即ち運動理論の獲得その他組員の智的向上が發展すると、勢い運のに對して批判的になり、不必要な理論闘争が偏重されて、極端には分裂の因をさへ醸し出す如き危険性があると言ふ「断定」の下に、理論研究、智的向上も「此の限りに於て」好まない人々に依る所の反對的策意が、相當の年月の間に何時とはなしに一般的に漫漶し、此れが判然とした形ではないが寧ろ容認されてゐるかの如き風がある事である。

だが此れはその何れも甚だしき誤りであつて、爲めに教育活動を等閑にして良いと云ふ事にはならないのである若し假りに教育活動の結果が正に、「断定」の如き危険を招來するとせば、それは教育方針の誤りであつて「教育」そのもの、誤りではないのである。反對に「断定」そのものが明らかに誤りである場合には運動發展の上に「断定」に基く反對的策意の漫漶程、危険なものはないと云ふべきであらぬ。

今、我々は「断定」そのものに對する正否は別として前述の如き傾向即ち「反對的策意の漫漶」があり多かれ少なかれそれを容認されつゝあるかの傾向を認めざるを得ない。こゝで我々はかかる傾向除去の爲めに更に活

潑なる教育活動の爲めの努力を銳意擲はなければならぬ具體的方策は部門活動の細則に既述されたる所に基いて教育活動の重要性を再認識し、その上にそれらの事情に適應した活動を展開すべきである。

六、

既に述べたる如く内部的活動の總括的統一の爲めに重要な事はそれらの人事行政の問題に俟つ所大である。人的運用の問題は今日の事情の下で直ちに此れを實現することは困難性を認めざるを得ないのであるが、その必要性は假に専門部活動方針書の中にも述べられてゐる通り、吾々は此れが實現に努力するにあらざれば諸般の活動も遂には充分なる目的を達し得ざる結果ともなるのである。此を思ひ併し極力これが困難性を克服して、全體的な活動を眞になし得る様勉めなければならぬ。

七、

以上當初に指摘せる如く「特に内部的充實に關する諸點に就いて」述べたのであるが、それらの活動が圓滑に且活潑になされ、此れ等の基礎の上に立つてこそ我々の運動が全體的に眞に強力なるものとして常に大衆の日常利害を

確保しつゝ職線の擴大と共に輝ける無産階級の歴史的使命遂行の巨歩を押し進める事の可能を確信するものである。

第二章 大阪聯合會執行委員會

提案 大阪聯合會執行委員會

改正案

第一章 總則

- 第一條 本會ハ全國勞働組合同盟大阪聯合會ト稱ス 但シ全國勞働大阪聯合會ト略稱スルコトヲ得
- 第二條 本會ハ大阪地方ニ於ケル全國勞働組合同盟ノ加盟組合ヲ以テ組織ス 但シ全國的産業別組合ノ支部聯合又ハ支部ハ此レヲ組合ニ準ズ
- 第三章 目的及事業
- 第三條 本會ハ一、全國勞働組合同盟ノ綱領並ニ主張ノ貫徹ヲ期シ二、加盟組合間ノ連絡及ヒ統一ヲ圖リ三、加盟組合ノ福利増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ部門ヲ置ク
 - 一、財政部 二、争議部 三、宣傳部 四、組織部 五、記録部 六、調査部 七、政治部 八、教育部
- 九、出版部 十、法律部 十一、青年部 十二、婦人部 十三、辯論部 十四、事業部
- 第三章 加盟及脱退
- 第五條 本會ニ加盟セントスル組合ハ組合規約及ヒ組合員數並ヒニ支部數ヲ明記シ委員會ノ承認ヲ得ベキモノトス
- 第六條 本會加盟組合ニシテ脱退セントスルキハ其ノ理由ヲ具シ届ケ出ツベシ
- 第七條 本會加盟組合ニシテ一組合トシテ存立シ得ザルト認メラレタルトキハ委員會ノ決議ニヨリテ解散若クハ本會加盟組合ノ一二併合ノ命ズルコトヲ得
- 第八條 (第七條、第八條ニ)
 - 前條ニヨリテ併合ノ命ゼラレタル組合ハ財産ハ併合シタルトコロノ組合ノ所有ニ歸シ解散若クハ消滅セル組合ノ財産ハ本會ニ引繼管理スルモノトス 但シ其ノ財産ハ該組合ノ復活ノタメニ使用スルコトヲ原則トス
- 第九條 本會加盟組合ニシテ全國勞働組合同盟並ニ本會規約及ヒ決議ニ違反シタルトキハ大會三分ノ二以上ノ決議ニヨリ除名ス
- 第四章 機關
- 第十條 本會ニ左ノ機關ヲ置ク
 - 一、大會 二、委員會 三、執行委員會 四、部門委員會